

なでしこデイサービスセンター
生活介護事業 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方
に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービス
の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. 事業者の概要

名称	社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会
所在地	兵庫県南あわじ市広田広田 1064 番地
電話番号	0799-44-3007
代表者氏名	会長 阿部 昌弘
設立年月	平成17年1月11日

2. 事業の目的と運営方針

事業所の種類	生活介護事業
事業の目的	利用者が可能な限りその地域における生活が継続できるよう、利用者の自立促進と生活の質の向上・生きがいを目的として事業を行います。
事業所の名称	なでしこデイサービスセンター
事業所の所在地	兵庫県南あわじ市広田広田 361 番地 5
電話/FAX	0799-45-1806 / 0799-45-1420
管理者名	北川 知子
事業所の運営方針について	<p>1 利用者がその地域において自立した生活が継続できるよう、利用者の意志及び人格を尊重し、必要な日常生活上の援助や創作活動を行うことにより、社会的孤立感の解消と精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>2 事業所の従業者はサービス提供にあたり、懇切丁寧を旨とし、利用者または代理人に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。</p> <p>3 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>4 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、相談支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。</p>
開設年月	平成29年3月31日
事業実施地域	南あわじ市、洲本市（由良、上灘、中川原、安乎を除く）

3. 営業時間と利用定員

営業日・時間 (サービス提供時間)	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (9:00～16:00) ※但し、12月29日～1月3日を除く
利用定員	10名

4. 職員の体制

職 種	配置人数 (保有資格)
施設長	1名 (常勤兼務: 社会福祉主事)
管理者	1名 (常勤兼務: 社会福祉士等)
サービス管理責任者	1名 (常勤専従: 介護福祉士)
看護職員	2名 (非常勤専従: 看護師) 1名 (非常勤兼務: 准看護師)
生活支援員	7名 (非常勤専従: 介護福祉士等) 3名 (非常勤専従) 2名 (非常勤兼務: 看護師等)
栄養士	1名 (非常勤専従)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「個別支援計画」とサービス内容 (契約書第3条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を定めて、サービスを提供します。「個別支援計画」は、市町が決定した「支給量」(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービスの内容〉

(1) 日常生活における介護

- ① 食事等の提供とその介助
- ② 入浴・着替え等の介助
- ③ 排泄の介助
- ④ 送迎サービス

(2) 創作的活動の機会の提供

- ① 行事・レクリエーションの実施
- ② 現在の機能や潜在能力を引き出すための生活活動によるリハビリ

(3) その他必要な支援

利用者及びその家族の日常生活における支援や介護等に関する相談及びその助言を行います。

(2) 利用者負担額 (契約書第4条参照)

上記サービスの利用に対しては、介護給付費が支給されます。給付費は、本事業所が代理受領いたしますので、利用者からは受給者証の記載内容に基づきその負担能力に応じ市町村が決定する額（利用者負担額）をお支払いいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

その他の給付費対象のサービス（ホームヘルプ、ショートステイ等）利用者負担額は、市町が上限を定めています。そのため、これらのサービスのご利用状況により、当事業所への月々の利用者負担額は変わることがあります。本事業所が代理受領を行った介護給付費額は、利用者に通知します。

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第4条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 食材費 600円（ただし、所得区分が一般所得以外の場合は300円）
※欠席で昼食が不要の場合は当日10時までにお申し出ください。申し出がない場合および10時以降のキャンセルの場合は、キャンセル料として300円を負担して頂きます。
- ② 入浴費 1回 300円
- ③ 利用者が参加を希望した行事やレクリエーション等の必要経費の実費
- ④ 利用者の希望で指定された消耗品やその他個人負担が適当と認められる物品等

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第4条参照）

前記（2）及び（3）の利用者負担額及び実費負担額は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日までに請求しますので、原則、口座振替により26日までにお支払い下さい。
実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第5条参照）

- ① 利用予定日の前に、個別支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の2日前までに事業者へ申し出てください。
- ② 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ③ サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。
- ④ サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者または代理人の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(6) 受給者証の確認

「受給者証」の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従業員にお知らせください。また、本事業所従業員より受給者証の確認を依頼させていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

6. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供契約終了後より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第6条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

7. 損害賠償保険への加入（契約書第7条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

《保険会社名》 株式会社 兵庫福祉保険サービス
ひょうご福祉サービス総合補償制度

※施設サービス利用時における設備の欠陥や職員の不注意により、利用者等にけがをさせたり、利用者等の所有物を破損させたなどの事故に対して事業者の賠償・管理責任の補償を行います。

8. 苦情の受付について（契約書第12条参照）

(1) 当事業所における苦情受付及びサービス利用等の相談窓口

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス全般に関するご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談受付担当者	管理者 北川 知子
苦情相談解決責任者	施設長 山口 勇樹
受付時間	毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00
受付窓口	法人窓口・電話番号0799-44-3007

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 市民福祉部福祉課	所在地 南あわじ市 市 善光寺 22 番地 1 電話番号 0 7 9 9 - 4 3 - 5 2 1 6
兵洲本健康福祉事務所 監査・福祉課	所在地 洲本市塩屋 2 丁目 4-5 電話番号 0 7 9 9 - 2 6 - 2 0 5 4
兵庫県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 神戸市中央区坂口通 2-1-18 兵庫県福祉センター3階 電話番号 0 7 8 - 2 9 1 - 7 0 7 0

または、在住の市町福祉課にご相談下さい。

私は、本書面に基づいて、社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会の運営するなでしこデイサービスセンターの従業者より、以上の重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

当事業所は、サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 兵庫県南あわじ市広田広田 361 番地 5

社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会
名 称 なでしこデイサービスセンター

代表者 会長 阿 部 昌 弘 ⑩

説明者 サービス管理責任者 畠中 真代 ⑩